

札幌市立鴻城小学校

いじめ防止基本方針

令和 7 年 3 月改訂

第1部教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめとは

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されています

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

1 児童や学級の様子を知るために

1 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、児童と場を共にすることが必要です。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

2 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受けます。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となります。

1 児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

2 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、児童指導等について、尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

3 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させます。また、教職員の児童への温かい言葉がけが、「認められた」という自己肯定感につながり、児童は大きく変化します。

【子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」】

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

【子どもの心に残る言葉】

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。 | ・約束だよ、信じてるから。 |
| ・あなたにはあなたの可能性がある、大事にしましょ。 | ・可能性という自分自身の扉を開こう。 |
| | ・幸せになってほしいからだよ。 |
| | ・あなたが必要なんだ。 |

3 命や人権を尊重し豊かな心育むために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

1 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切です。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

2 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気付く力を高めるために

1 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場にたち、児童を守るという姿勢が大切です。

2 共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気付き、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要があります。

2 いじめ発見のきっかけ

教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校・高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えていきます。

小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなります。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことをいわれる……………→脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする……………→暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……………→暴行、傷害
- オ 金品をたかられる……………→恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……………→窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする……………→強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる……………→名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくいのは

・ いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態があります。《カモフラージュ》

・ いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返し怖い、などといった心理が働きます。

・ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

5 早期発見のための手立て

・ 日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配ります。「児童がいるところには、教職員がいる」ことをめざし、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

・ 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなります。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

・日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる児童には日記を書かせたりすることで、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

・いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにします。年3回(学級活動の時間などを利用して)のアンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、その都度、状況に応じて配慮し実施します。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

・教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要です。本校では、上記のいじめ実態調査アンケート実施後、児童との面談も行い、児童の悩みや相談に傾聴しています。

6 相談しやすい環境づくりを進めるために

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

1 本人からの訴えには

・心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

・事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

2 周りの児童からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えます。

3 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。

児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

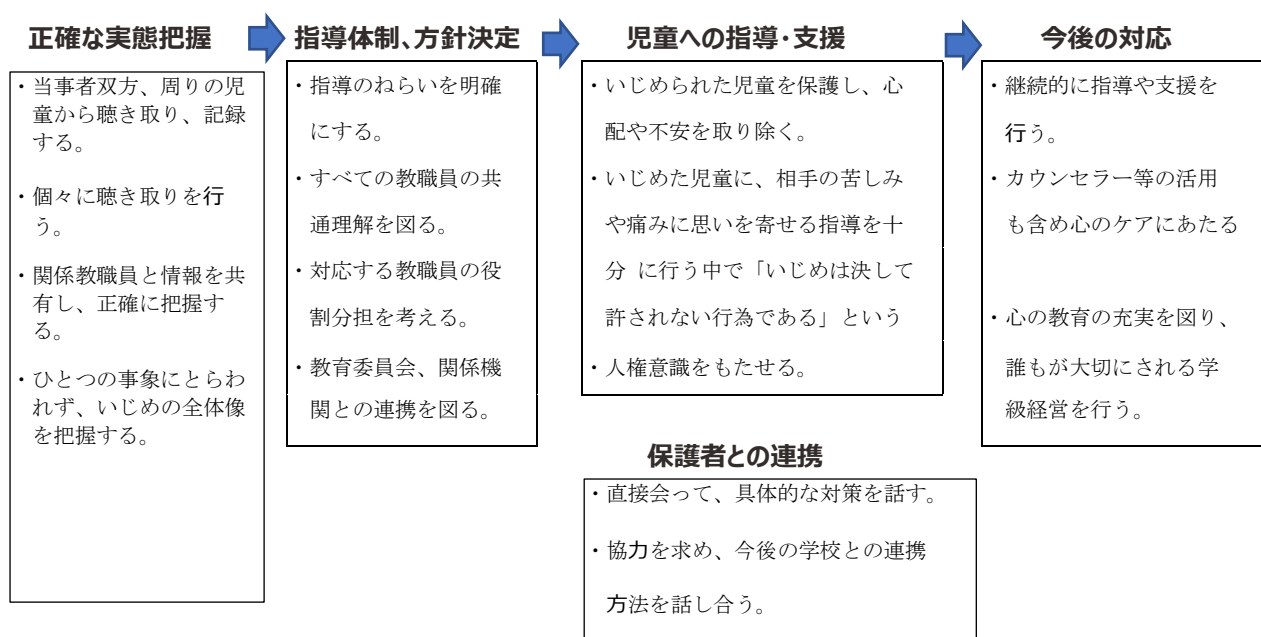
IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、学年主任に連絡し、管理職に報告します。

1 いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う必要があります。

状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

2 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・児童担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？……………【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【期間】

要 注 意

児童の個人情報、その取扱いに
十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

1 いじめられた児童に対して

児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

いじめを訴えた保護者から
不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

2 いじめた児童に対して

児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

平素の連携がないため
保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

3 周りの児童たちに対して

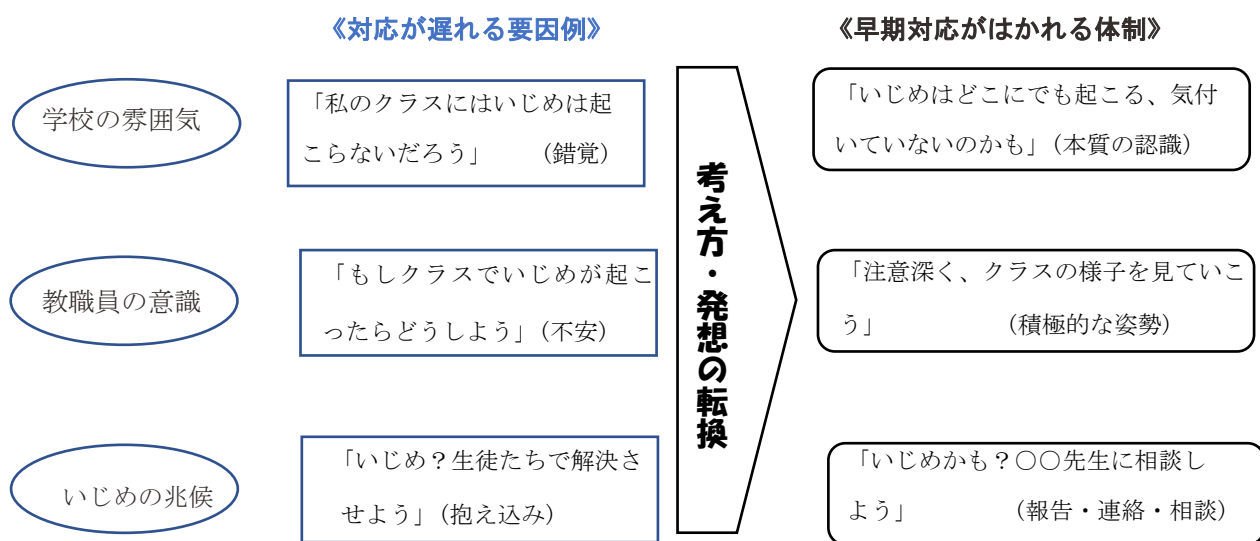
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

4 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。



第2部組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的で迅速かつ効果的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を学校長が任命して設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

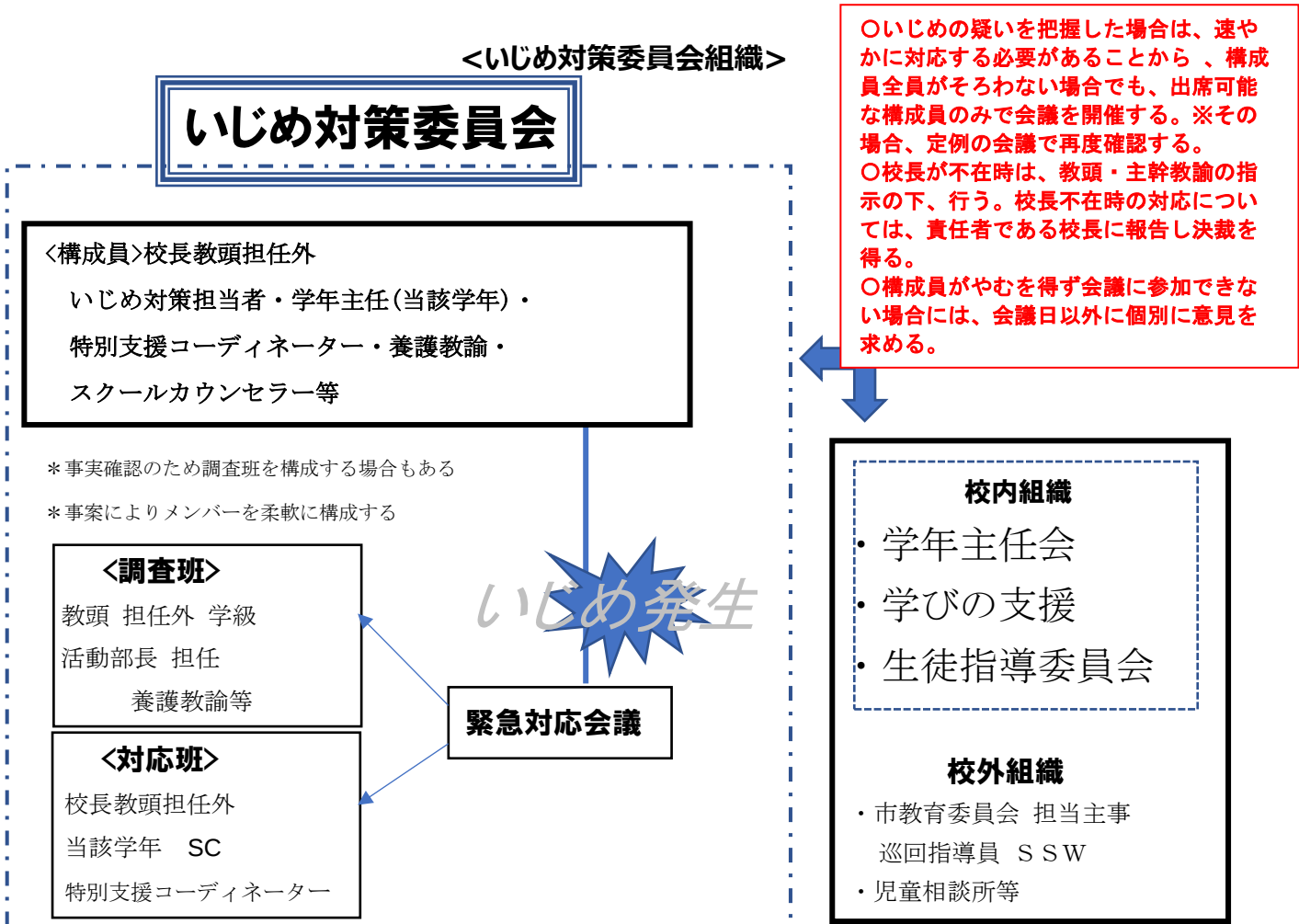
1 いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、「いじめ防止対策推進法」第22条で整備が義務づけられている「いじめ防止等対策組織」を指す。

○組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。

○構成員については、管理職、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、や弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。

いじめ対策委員会における、日常的な児童の状況把握などは、教頭を中心とした学びの支援・生徒指導委員会ですすめ、状況に応じていじめ対策委員会として、それに特化した役割を担う



※いじめ対策委員会は、定例の学びの支援・生徒指導委員会の実施により常時運営を進めていく。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2年間を通したいじめ防止指導計画の整備について

・いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

・計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

＜年間指導計画例＞

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	いじめ防止対策委員会会議 ・指針方針 ・指導計画等 学びの支援・生徒指導委員会(児童共通理解)	事案発生時、緊急対応会議の開催 学びの支援・生徒指導委員会(指導計画立案)	学びの支援・生徒指導委員会(いじめ対応に関する対応交流)		
防止対策	学級・学年経営づくり	運動会 人間関係づくり		人間関係確立	
早期発見	生徒理解研修		いじめアンケート		
	合同学年研修による問題早期				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	学びの支援・生徒指導委員会(前期情報交流・後期指導計画立案)		事案発生時、緊急対応会議の開催 学びの支援・生徒指導委員会(アンケート情報交流・対策検討)			いじめ防止対策委員会(来年度指針方針・指導計画策定) 学びの支援・生徒指導委員会(指導結果交流)	
防止対策		学習発表会 人間関係深化				卒業式 人間関係充実	
早期発見	個人懇談会		(市)いじめアンケート		いじめアンケート(その後)		
	合同学年研修による問題早期						

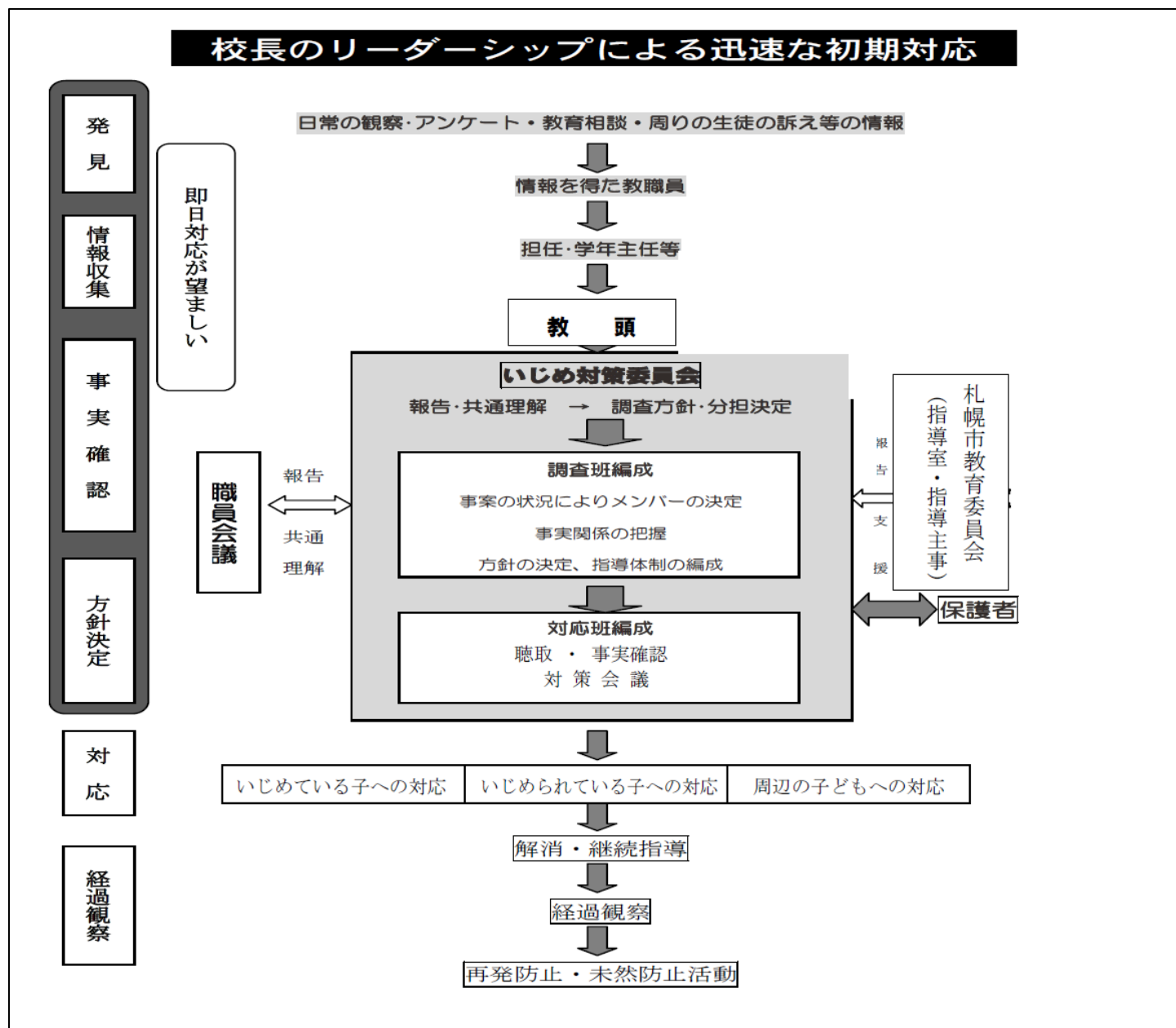
○学校いじめ対策組織の会議について

- (1) 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を年間計画に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- (4) 学校いじめ対策組織の会議録を作成する。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

Ⅱ いじめが起こった場合の組織対応の流れ(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展したり、問題の解決を遅らせてしまったりすることがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

【生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案が発生した場合】

- ・速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

Ⅲ教育委員会、警察、関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁(市教育委員会窓口：指導室担当指導主事)へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がる。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止・転学退学措置

児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会が出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。また、保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し児童の将来を見据えた指導を行う。

学校法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

学校法施行規則第 13 条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
- ③ 第 2 項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や児童相談所、教育委員会に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域その他関係機関等との連携

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、札幌市児童福祉総合センター（児童相談所）、警察、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。また、一方では市教委へ依頼し専門機関との連携を図ることが重要である。

《札幌児童福祉総合センター》

児童福祉の専門機関で、18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、その子に最も適した指導や援助を行います。

《区役所家庭児童相談室》

札幌市の各区は保護センターでは18歳未満の子どもに関する様々な相談を実施している。いじめ対人関係、不登校などの教育相談も実施。

＜関係機関と連携した対応における留意点＞

- ☐ いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、市教育委員会を通じ各関係機関と連携したり、SSW等の派遣を要請したりするなど、関係機関と連携を行っているか。
- ☐ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- ☐ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

5 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

《カウンセリング・マインド研修》

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

《OJT (On the Job Training) 研修》

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

子どものサインを見逃さないためのチェックポイント

・日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開く関係を築いていくことが大切である。 ・全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えずもち続ける。 ・いじめ側、周囲の子どもが発するサインにも注意する。	
表情・態度 (保護者・教職員が活用)	☐元気がなく、落ち込んでいる。 ☐視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている。 ☐顔色が冴えない。 ☐表情が暗く、硬い。 ☐沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定である。
学校内での様子 (教職員が活用)	☐遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである。 ☐持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きがある。 ☐教科書やノート等の持ち物がよく紛失する。 ☐傷やあざ、鼻血を出した跡がある。 ☐教員から離れようとせず、何かを訴えたような行動をとる。 ☐仲間に入れずに一人でぼつんとしている。 ☐保健室の出入りが多くなる。 ☐休み時間に便所などに閉じこもる。 ☐授業前ぎりぎりに教室に戻る。または、教室に戻りたがらない。 ☐意見を述べると周囲から野次や奇声がとぶ。 ☐勝手に席を替えられている。 ☐人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしたりする。 ☐給食を食べ残すことが多くなる。 ☐一人で掃除や片付けをしていることが多い。 ☐日記や生活ノートなどに不安や悩みを訴える。 ☐理由もなく成績が下がる。
集団の様子 (教職員が活用)	☐ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等を選ぶ。 ☐授業中、特定の子どもの方にみんなの視線が向く。 ☐いつも特定の子どもの机が曲がっている、机を離す状況が見られる。 ☐掲示物や黒板に悪口の落書きがある。 ☐些細なことで冷やかすグループがある。 ☐失言を笑われる子どもがいる。 ☐仲間に入れずに、一人になってしまう子どもがいる。 ☐一人で掃除や給食の片付けをしている子どもがいる。 ☐あるグループが、他の子どもに指示したり、威嚇したりする態度が見られる。
家庭での様子 (保護者が活用)	☐朝、腹痛や頭痛を訴え、登校を嫌がる。 ☐学校行事に参加したくない。 ☐転校したい、学校に行きたくないと言い出す。 ☐衣服が汚れていたり、破れたりしている。 ☐自分の部屋でぼんやりしていることが多い。 ☐余分なお金を欲しがる、家から金品を持ち出す。 ☐人に物を貸すことが多くなる。 ☐家族に八つ当たりや反抗する、感情の起伏が激しくなる。 ☐学校であったことを話したくない。 ☐言葉づかいが荒くなる。 ☐口をきかなくなる ☐食欲がなくなる。 ☐友達が遊びに来なくなる。 ☐突然、友達に呼び出される。 ☐寝つきが悪くなったり、寝不足が続いたりする。 ☐下校後の服の汚れや破れが目立つようになる。 ☐不信な電話がかかってくる。 ☐携帯電話やパソコンに嫌がらせのメールがある。

Ⅳその他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 インターネットや携帯電話を利用した(インターネット上のいじめ)への対応

・インターネット上のいじめは、外部から見えにくく・匿名性が高い。一度インターネット上に拡散してまいったいじめに係る画像、動等の情報を消去することは困難であり、一つの行為がいじめ被害者にとどまらず学校家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、深刻な影響を及ぼす。学校は、児童に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行い、インターネット上の不適切なサイや書き込み等を発見するためのネットパロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

2 教職員の不適切な認識や言動の防止

・教職員の不適切な認識や言動で児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認してしまい、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させることのないようにする。

3 その他のいじめの防止

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめの防止。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童へのいじめ防止。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの防止。
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童へのいじめ防止。

4 いじめに対する措置

・学校教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に情報を報告し、学校の組織的な対応につげなければならない。学校の特任教職員が、いじめに係る情報を抱え込み学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規定違反になり得る。また、各教職員は学校の定め方針等に沿っていじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができな。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件満たされる必要がある。ただし、これらの条件が満たしている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮して判断する。

①いじめに係る行為が止んでこと

被害者に対する心理的又は物な影響を与え行為(インターネットを通じて行われるもの含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続していること。ただしいじめの被害重大性等からさらに長期の間が必要であると判断され場合は、この目安にかかわらずいじめ対策組織判断により、長期の間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至ってない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・心を確保する責任がある。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プラン策定し確実に実行する。

V いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめの解消の判断は、いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて学校いじめ対策組織において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

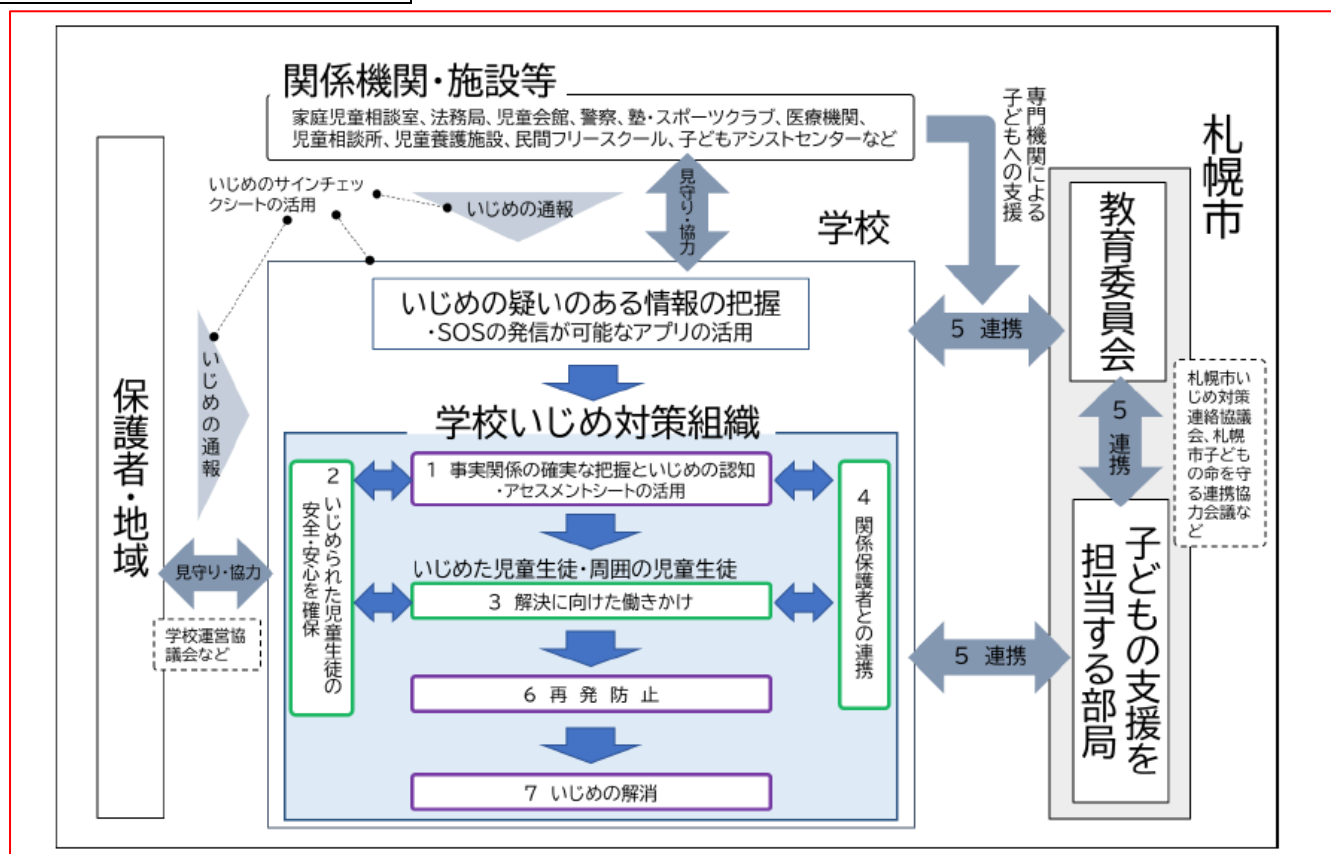
① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

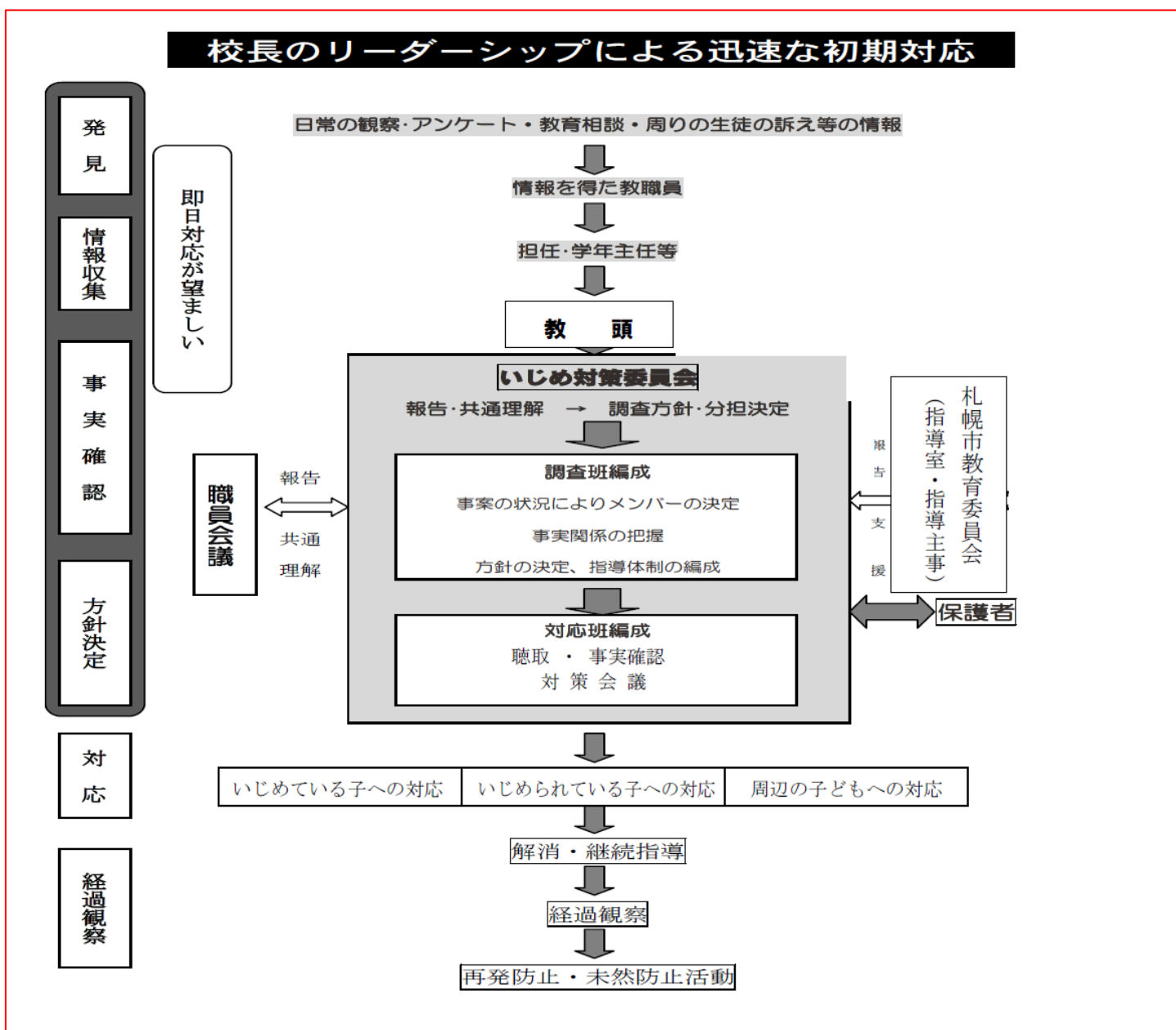
【【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）】P30～31】

- ・複数の教職員がそれぞれ定めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

VI いじめの防止等の対処手順



○いじめ防止等の早期発見・対処マニュアル【いじめ】



VII 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- ・ いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・ 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（３年間）保管する。

VIII 緊急時の対応について

- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

IX インターネット上のいじめの防止

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ・情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

X 重大事態発生時の対応

- ・学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義 を踏まえ年間 30 日を目安とする。

XI 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- ・入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ・同様に保護者や関係機関等の方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。